北海道告示第１０３１６号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第１１条第３項の規定により、林業労働力確保支援センター（平成９年北海道告示第９７８号）から次のとおり住所及び事務所の所在地変更の届出があった。

令和３年３月４日

北海道知事　鈴木　直道

１　住所及び事務所の所在地　（変更前）　札幌市中央区北４条西４丁目１番地３
伊藤ビル

（変更後）　札幌市中央区北４条西５丁目１番地
西鉄・林業会館ビル

２　変更しようとする日　令和３年４月１日

３　変更の理由　住所及び事務所の所在地の変更のため